

いじめの取り組み・組織的対応

いじめを 発見、認知した場合は教職員が一人で抱え込まず学年、学科及び学校全体で対応することが大切である。担任一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため生徒をより辛い状況に追い込んでしまい重大事態になることがある。そういった状況を避けるために、いじめ防止委員会において重大事態にならないよう未然防止の協議を行う。

また、いじめ対策委員会では懲戒や緊急時、重大事態において緊急対策協議を開催し、校長主導のもと指導方法、指導方針を立て組織的に取り組む。

